

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白子町長 石井和芳

市町村名 (市町村コード)	白子町 (12424)
地域名 (地域内農業集落名)	中里、驚地区 (中里東・中里中・中里西・驚東・驚西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地利用約6割が水稻であり、施設野菜はトマト、水耕こねぎ、露地野菜は玉ねぎが盛んな地域である。

地域農業の課題として、

- ・地区内耕作面積の約7割が70歳以上となり、農業者の高齢化や後継者が未定の農家が多く、今後、農地の遊休化や担い手不足の懸念がある。
- ・水稻について、米価が安定しないため後継者の確保が難しい。
- ・施設野菜について、近年の物価高騰により施設の維持管理が容易ではなくなる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻はもとより、施設野菜はトマト、水耕こねぎ、露地野菜は玉ねぎを中心に栽培していく。

水稻については、経営規模拡大可能な認定農業者や担い手も存在することから積極的に集積・集約を行っていく。また、近隣地区の認定農業者や担い手とも連携していく。施設野菜や露地野菜は、スマート農業の取り組み及び機械化を進め、農作物の品質向上や労働力不足を補っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	146 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作者がいない又は今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者等を中心に意欲のある担い手への集積、集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理事業に貸付け、認定農業者等を中心に意欲のある担い手への効率的・効果的な農地利用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な農業経営を確立するため、各種補助事業を活用しながら水田の畦畔除去等に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外の経営体に拘らず規模拡大可能な経営体を呼び込んでいく。 また、長生農業独立支援センターと連携し、農業研修を終了した新規就農者を積極的に呼び込んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業用ドローンによる農薬散布など、地元農業による協議会と民間事業者との共同活動を参考に、農業協同組合などの団体と共同機械の導入や作業受託、共同作業の実施について話し合いを取り組む必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業用ドローンを活用したスマート農業を普及し、効率的かつ魅力ある農業経営を推進する。
⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地や農道等の保全管理のためと取組みを進めていく。